

著作権侵害行為差止等請求控訴事件

[平成27年4月14日判決（知財高裁） 平成26年（ネ）第10063号](#)

キーワード：応用美術の著作物性

担当 弁理士 高山昇一

## 1. 事案の概要

控訴人らが、被控訴人に対し、被控訴人の製造・販売する製品の形態が、控訴人らの製造等にかかる製品の形態的特徴に類似しており、被控訴人らの行為は、①著作権侵害、②不正競争行為（周知又は著名な商品等表示）、少なくとも③信用毀損（不法行為）が成立するとして、被控訴人製品の製造・販売の差し止め、廃棄、損害賠償及び謝罪広告を請求した事案である。

原審は、控訴人製品のデザインは、著作権法の保護を受ける著作物に当たらない（著作物性が無い）と解されることから、控訴人らの著作権又はその独占的利用権の侵害に基づく請求は理由がない、などとして控訴人らの請求を棄却した。

控訴人らは、原判決を不服として、控訴を提起した。

## 2. 結論

控訴棄却

## 3. 控訴人及び被控訴人製品

幼児用椅子

## 4. 争点

応用美術の著作物性及び著作権の侵害の有無について

## 5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1)控訴人製品の著作物性の有無並びに著作権及び独占的利用権の存否について

ア 控訴人製品の著作物性の有無

(ア) a (a) 著作権法は、同法2条1項1号において、著作物の意義につき、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定しており、同法10条1項において、著作物を例示している。

控訴人製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、上記例示されたもののうち、同項4号所定の「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」に該当するか否かが問題になるものと考えられる。

（中略）

この点に関しては、いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物（以下、この表現物を「応用美術」という。）が、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となるところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。

しかしながら、著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもち、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。

（中略）

（ウ）a 被控訴人は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要する旨主張する。

（a）しかしながら、前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。

また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

加えて、「美的」という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって「美」ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。

（b）被控訴人は、前記主張の根拠として、①著作権法及び意匠法の重複適用は相当ではないこと、②応用美術とされる商品に著作権法を適用することについては、それによって、当該商品の分野の生産的側面及び利用的側面において弊害を招く可能性を考慮して判断すべきであり、この点に鑑みると、純粋美術が、何らの制約を受けることなく美を表現するために制作されるのに対し、応用美術は、実用目的又は産業上の利用目的という制約の下で制作されることから、著作権法上保護されることによって当該応用美術の利用、流通に係る支障が生じることを甘受してもなお、著作権法を適用する必要性が高いものに限り、著作物性を認めるべきである旨を述べる。

（中略）

そして、著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり（著作権法1条、意匠法1条）、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。

加えて、著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し（著作権法51条1項）、意匠権は、設定の登録により発生し（意匠法20条1項）、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。

（中略）

ii また、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまることが想定される。

以上に鑑みると、応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。

（中略）

## (2) 侵害の有無

（中略）

しかしながら、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。

以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。

（中略）

ウ したがって、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売は、控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストック社の独占的利用権のいずれも、侵害するものとはいえない。

以上